

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第70号
事故等種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	平成27年5月3日 10時00分ごろ
発生場所	島根県松江市七類港北東方沖 美保関灯台から真方位315° 3.2海里付近 （概位 北緯35°36.31′ 東経133°16.75′）
事故等調査の経過	平成27年6月15日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第6間長崎丸、1.5トン
船舶番号、船舶所有者等	SN3-21264（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、七類港北方沖で操業後、漁場を移動するため東進した。</p> <p>本船は、七類港北東方沖の漁場に着き、平成27年5月3日10時00分ごろ、錨泊するために機関を後進にかけた際、後進推力が働かず、さらに、前進推力も働かなくなった。</p> <p>本船は、船長Aが、船内外機のアウトドライブを上げて点検したところ、プロペラが脱落していたので、海上保安庁を経由して所属の漁業協同組合へ連絡し、来援した僚船にえい航されて帰港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、約1年前にプロペラを交換して以降、絡網及び浮遊物との衝突等はなかった。</p> <p>本船のプロペラは、セレーション（鋸歯状の溝のことで、回転軸とフランジを結合する際、回転軸の表面とフランジなどの穴の内側にそれぞれ軸方向のセレーションを付けることにより、回転方向へのスベリを防止してトルクを伝達する役割をするもの。）の付いたプロペラ軸にはめ込まれ、逆ねじとなっている2個の締付けナット（外側のナットには回り止め液を塗布）を用いて規定のトルクで締め付けられていた。</p> <p>プロペラ軸に曲がりや損傷はなかった。</p> <p>本船のプロペラ軸及び締付けナットは、ステンレス製であり、プロペラ軸のネジ部に延びはなかった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 なし</p> <p>本船は、七類港北東方沖において、漁場に到着して錨泊しようとして機関を後進にかけた際、プロペラが脱落して運航不能となったものと考えられる。</p> <p>プロペラは、逆ねじである締付けナットが、後進運転時、緩む方向に締付けトルクを超える力が繰り返り掛かって緩んで外れ、脱落した可能性があると考えられるが、脱落するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、七類港北東方沖において、錨泊しようとして機関を後進にかけた際、プロペラが脱落したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にプロペラの締付けナットの点検を行うこと。